

## 岡崎市監査委員公告第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項並びに岡崎市監査基準第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果は、別紙のとおりである。

令和 6 年 5 月 31 日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 岡崎市監査委員 | 高 | 橋 | 重 | 長 |
| 同       | 長 | 谷 | 川 | 龍 |
| 同       | 三 | 宅 | 健 | 司 |
| 同       | 鈴 | 木 | 静 | 男 |

## 財政援助団体等監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第3号の規定により実施する監査

### 2 監査の対象

- (1) 財政援助団体 特定非営利活動法人 岡崎がくどうの会
- (2) 所管課 こども部こども育成課

### 3 監査の実施期間

令和5年12月26日～令和6年5月31日

### 4 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

### 5 監査の着眼点

財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って市規則等に準拠し、適正に執行されているかについて監査した。

### 6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、理事長及び部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

### 7 補助事業の概要

事業名 放課後児童健全育成事業

#### (1) 放課後児童健全育成事業費補助金

目 的 市内の放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の運営の安定化を図り、留守家庭児童の放課後等の家庭に代わる適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成に資することを目的とする。

内 容 ア 放課後児童健全育成事業  
イ 放課後子ども環境整備事業

- ウ 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）
- エ 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）
- オ 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）
- カ 放課後児童支援員等処遇改善等事業
- キ 障害児受入強化推進事業
- ク 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業
- ケ 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

事業費 153,837,647円

補助金額 98,269,000円

算定基礎 交付要綱に定める事業ごとに、次により算出された額の合計額とする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 交付要綱に定める事業ごとに基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

イ 事業ごとに、アにより選定された額の合計金額を交付額とする。

## (2) 放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時特別補助金

目的 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための小学校臨時休業に伴う運営の拡大に要する費用及び感染症対策に要する経費を補助するとともに、感染症拡大防止のための利用自粛による育成料収入の減を補填し、クラブの運営の安定化を図ることを目的とする。

- 内容
- ア 新型コロナウイルス感染症対策特別事業
  - イ 育成料収入減額分補填事業
  - ウ 新型コロナウイルス感染症対策支援事業
  - エ ICT化推進事業

事業費 18,250,976円

補助金額 16,876,000円

算定基礎 交付要綱に定める事業ごとに、次により算出された額の合計額とする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 交付要綱に定める事業ごとに基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

イ 事業ごとに、アにより選定された額の合計金額を交付額とする。

(3) 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金

目 的 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く放課後児童支援員等の処遇改善のための取組みを行うクラブに対し、必要な経費の補助を行うことにより人材を確保し、もって放課後児童健全育成事業の質の向上を図ることを目的とする。

内 容 職員に対する処遇改善

事業費 683,880円

補助金額 660,000円

算定基礎 ア 支援の単位ごとに基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ アにより算出された、支援の単位ごとの額の合計額を交付額とする。

(4) 放課後児童健全育成事業価格高騰重点支援事業費補助金

目 的 新型コロナウイルス感染症拡大による影響及び原油価格・物価高騰の影響を受けるクラブに対し、必要な経費の補助を行うことにより、クラブの経済的な負担を軽減し、もってクラブの運営の安定化を図ることを目的とする。

内 容 新型コロナウイルス感染症拡大による影響及び原油価格・物価高騰の影響を受けるクラブの経済的な負担軽減

事業費 194,792円

補助金額 192,000円

算定基礎 ア 当該月のクラブごとに支払う電気及びガスの使用料のうち、電気及びガスの基本料金及び従量料金の合計から割引額等を除いた支払額（以下「使用料」という。）が、前年同月の使用料を上回る場合に、当該月の使用料と前年同月の使用料との差を対象経費とする。ただし、供給事業者から指定された支払期日が月初又は月末となることで同月に2月分の使用料を支払う場合は、支払いのない前後の月に1月分を充てることができる。クラブごとの基準額と対象経費の総額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ アにより算出された、クラブごとの額の合計額を交付額とする。

## 8 監査の結果

各事務は、当該財政的援助の目的に沿って市規則等に準拠し、適正に執行されているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

放課後児童健全育成事業費補助金の実績報告において、次のとおり不備な点が見受けられたため、市費補助金等に関する規則等に準拠した適正な処理をされたい。

- (1) 開所日数の報告に一部誤りがあったため、補助金が過大に交付されているものがあった。
- (2) 補助対象期間外の事業に係る経費を補助対象経費に含めているものがあった。
- (3) 補助事業の収支報告について、繰越金等の額に誤りがあった。
- (4) 補助事業の収支報告の様式について、補助対象経費と補助対象外経費が区別されていなかった。